

仕 様 書

1. 事業名

平成29年度 県民アンケート調査委託業務

2. 調査目的

県民生活における様々な分野のニーズ、満足度等を把握・分析して地域的な課題を明確にすることにより、今後の県政運営の基礎資料とする。

3. 調査内容

- (1) 継続調査事項（11問程度）
 - ①生活全般に関する事項
 - ②生活に関する重要度・満足度
- (2) (原則) 隔年調査事項（30問程度）
 - ①奈良県への愛着に関する事項
 - ②観光の振興に関する事項
 - ③健康づくりに関する事項
 - ④医療の充実に関する事項
 - ⑤女性の活躍推進に関する事項
 - ⑥子育て支援に関する事項
 - ⑦文化の振興に関する事項
 - ⑧スポーツの振興に関する事項
 - ⑨安全・安心の確保に関する事項
 - ⑩景観・環境の保全と創造に関する事項
 - ⑪くらしやすいまちづくりに関する事項
 - ⑫エネルギー政策の推進に関する事項（予定）
- (3) フェイスシート（9問程度）

4. 調査方法

- (1) 調査地域：奈良県全域（全市町村）
- (2) 調査対象：県内に居住する満20歳以上の個人
- (3) 標本規模：5,000人
- (4) 抽出方法：層化二段無作為抽出法
- (5) 抽出台帳：選挙人名簿（閲覧は無料）
- (6) 調査方法：郵送による無記名アンケート形式（葉書による督促兼お礼1回を含む）
- (7) 質問項目：50問程度
- (8) 調査時期：平成29年5月～6月

5. 委託内容

- (1) 調査の実施準備
 - ・ 委託者の提示するサンプリング計画に基づき、標本抽出作業に係る市町村との連絡調整及び選挙人名簿閲覧（閲覧は無料）、調査対象者の抽出を行う。具体的な抽出方法については、別紙1「サンプリング計画」によること。
- (2) 調査票等の作成、印刷および発送
 - ・ 調査票等は委託者の提示する原案を基に作成する。（表紙＋本文16ページ）
 - ・ 調査票は、A4縦（色つき紙）5,000部と予備用300部とする。
 - ・ 発送用封筒（角形2号）及び返信用封筒（長形3号）、督促状兼お礼状（ハガキ）を各5,000

部と予備用 100 部の作成と印刷。

- ・ 調査票返信先は、奈良県総務部知事公室統計課とする。
- ・ 郵便料金については委託料に含まれる。調査票発送についてのみ宅配便可。

(3) 調査票の回収

- ・ 委託者あてに返送された調査票は受託者が回収すること。
- ・ 回収にかかる費用については委託料に含まれる。

(4) 調査結果の入力、集計、および分析

- ・ 調査票の入力（自由意見も含む）、集計（6月10日時点速報、6月30日時点確報）、分析（単純集計、クロス集計、設問間クロス等による分析、分析コメントの作成）。過去の県民アンケート調査との比較分析。
- ・ 全項目についてフェイスシート記載の基本属性（性別、年齢層別等）及び地域別、ライフステージ別、新旧住民別に集計する。その他の設問相互のクロス集計は、委託者と協議の上決定する。
- ・ 今回の調査分析に必要な過去の調査結果については、委託者の保管する報告書から抽出集計すること。

(5) 調査結果の分析原稿の作成

- ・ 分析については委託者と十分協議すること。

(6) 調査結果の報告書の作成

- ・ 報告書の内容については委託者と十分協議すること。
本編（A4縦180ページ程度）表紙及び区分紙は色つき紙
概要版（A4縦40ページ程度）カラー印刷

6. 調査結果の提出

受託者は、次の成果品を県の指定する期限内に奈良県総務部知事公室政策推進課に納品する。

- (1) 単純集計表・クロス集計表 3部（A4）、電子媒体（エクセル及びワード等）1式
- ・ 速報集計結果については、単純集計及びクロス集計結果のデータをエクセル等の表計算ソフトのデータで電子媒体に記録し、提出すること。

提出期限 平成29年 6月23日

- (2) 確報クロス集計結果・調査結果分析原稿（本編及び概要版）

3部（A4）、電子媒体（エクセル及びワード等）1式

提出期限 平成29年 9月29日

- (3) 市町村別確報クロス集計表 1部（A4）、電子媒体（エクセル及びワード等）1式

- ・ 全ての質問項目について、市町村別集計結果のデータをエクセル等の表計算ソフトのデータで電子媒体に記録し、提出すること。

提出期限 平成29年11月30日

- (4) 報告書（本編及び概要版）の提出

本編100部（A4）、概要版200部（A4）、電子媒体（エクセル及びワード、PDF等）1式

- ・ 報告書については、県のホームページへの掲載に対応できるようホームページ掲載用のデータ（掲載の都合上、各ファイルは5メガバイト以内のPDF形式とすること。）も併せて作成

のうえ提出すること。

提出期限 平成29年11月30日

(5) 個票データ（調査票情報を一覧表にまとめたデータ）

電子媒体（エクセル）1式

提出期限 平成29年11月30日

7. その他

- ・過去の調査結果等については、<http://www.pref.nara.jp/15126.htm>を参考にしてください。
- ・業務完了後、できるだけ速やかに調査対象者名簿等の個人情報（紙、電子データのすべて）を破棄し、又は消去し、復元できないように処理し、廃棄・消去証明書を提出すること。（任意様式）
- ・業務完了後、回収済みの調査票等は、県の指示に従い適正に処分すること。
- ・本業務を受注しようとする者は、別紙2の「個人情報取扱特記事項」、別紙3の「遵守事項」を理解した上で受注すること。
- ・本仕様書に記載のない事項又は不測の事態の対応等については、両者協議の上決定する。

<別紙1> サンプリング計画

市町村名		H28.1.1現在 住民基本台帳登録人口 (20歳以上)	H28.1.1現在 住民基本台帳登録人口 (20歳以上)(地域別)	同じ人口比率で配分 (0.40%)	加算分	調査標本数	地域別サンプル数	市町村毎の調査地点数
		A	B	C	D	E	F	G (E÷15)
	奈良市	301,132	568,407	1193	0	1193	2,303	80
	大和郡山市	73,349		291	0	291		20
	天理市	53,297		211	0	211		15
	生駒市	97,159		385	0	385		26
山辺郡	山添村	3,366		14	25	39		3
磯城郡	川西町	7,293		29	10	39		3
磯城郡	三宅町	6,025	24	15	39	3		
磯城郡	田原本町	26,786	106	0	106	8		
	桜井市	48,856	79,837	194	0	194	382	13
	宇陀市	27,882		110	0	110		8
宇陀郡	曾爾村	1,426		6	33	39		3
宇陀郡	御杖村	1,673		7	32	39		3
生駒郡	平群町	16,460	119,209	65	0	65	485	5
生駒郡	三郷町	19,185		76	0	76		6
生駒郡	斑鳩町	23,029		91	0	91		7
生駒郡	安堵町	6,574		27	12	39		3
北葛城郡	上牧町	19,118		76	0	76		6
北葛城郡	王寺町	19,281		76	0	76		6
北葛城郡	河合町	15,562	62	0	62	5		
	大和高田市	56,875	311,309	225	0	225	1,268	15
	橿原市	101,440		402	0	402		27
	御所市	23,900		95	0	95		7
	香芝市	60,796		241	0	241		17
	葛城市	29,566		117	0	117		8
高市郡	高取町	6,083		25	14	39		3
高市郡	明日香村	4,913	20	19	39	3		
北葛城郡	広陵町	27,736	110	0	110	8		
	五條市	27,775	31,302	110	0	110	188	8
吉野郡	野迫川村	410		2	37	39		3
吉野郡	十津川村	3,117	13	26	39	3		
吉野郡	吉野町	7,131	34,683	29	10	39	374	3
吉野郡	大淀町	15,483		62	0	62		5
吉野郡	下市町	5,306		22	17	39		3
吉野郡	黒滝村	712		3	36	39		3
吉野郡	天川村	1,368		6	33	39		3
吉野郡	下北山村	890		4	35	39		3
吉野郡	上北山村	529		3	36	39		3
吉野郡	川上村	1,463		6	33	39		3
吉野郡	東吉野村	1,801	8	31	39	3		
県計		1,144,747	1,144,747	4,546	454	5,000	5,000	354

<調査対象者の抽出方法について>

(1) 前提条件

- ① 調査対象 県内居住の満20歳以上の個人
- ② 標本数 5,000人
- ③ 抽出法 層化二段無作為抽出法(調査地点数:354地点 調査地点毎の抽出数:概ね15標本)
ただし、実際の抽出方法は、下記による
- ④ 調査地点 選挙人名簿の簿冊単位を基本とする

(2) 抽出方法

- ① 各市町村「目標精度15%、信頼度85.0%」確保のため最低必要数を算出
- ② 暫定的に、5,000サンプルを各市町村の20歳以上人口に応じて比例配分
- ③ ①と②を比べて、②の方が低い場合は、①の標本数とする。(①>②となるのは、18町村)
- ④ 残り21市町村については、③の18町村分の標本数を5,000から除き、20歳以上人口に応じて比例配分
(④の標本数の母数に対する比率で、18町村を算定した場合Cとなる)
- ⑤ ③と④の結果により、各市町村の調査標本数を決定(E)
- ⑥ 調査標本数に応じ、各市町村の調査地点数を決定(G)
- ⑦ 各市町村における調査地点の抽出は、抽出間隔(各市町村における調査地点数合計(簿冊合計)÷市町村毎の調査地点数G)を算出し、等間隔抽出法により抽出する
- ⑧ 各市町村における調査地点毎の調査対象者の抽出は、選挙人名簿より等間隔抽出法により満20歳以上の者のみを抽出する

＜別紙2＞ 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、奈良県（以下「甲」という。）の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（取扱状況についての指示等）

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

＜別 紙 3＞ 遵守事項

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。